

■【トピックス】

Fatca！



日本のマスコミでは、ほとんど報道されていませんが、米国の「外国口座税務コンプライアンス法」（略称：Fatca）が7月1日に施行されました。この法律は、米国の税務当局へ米国外の金融機関が有する米国人の口座を報告するというのです。

目的は米国人富裕層の国際的な租税回避行為の摘発です。対象となるのは市民権保有者だけでなく、グリーンカード保有者も含まれます。ペナルティーもあり実行性の高い制度です。

■【ビジネス・アイ】

非課税贈与！

社長 「最近では経済紙でも来年1月からの相続税増税に備えた特集を組んでいるね」

花野 「そうですね。今回の相続税の増税は、都市部を中心に多くの方が影響を受けることになりますからマスコミも売り込みに必死ですね」

社長 「相続税対策として生前贈与が良く取り上げられるけど、そもそもまったく贈与税も相続税も掛からない生前贈与ってないものなのかなあ？」

花野 「いくつかありますが、基本的には法律で認められているものに限定されていますね。金額の大きなものとしては、特定障害者のために信託契約にもとづく贈与がありますね」

社長 「それは例えば息子が障害者だったら、生前にお金を非課税で贈与できるということなの？」

花野 「はい、そうです。障害の程度が重い特別障害者の場合6,000万円まで非課税で贈与することができます。特別障害者以外の特定障害者でも3,000万円まで非課税で贈与することができます」

社長 「そうなんだ。具体的にはどのぐらいの障害が対象になるの？」

花野 「詳細は法令に定められていますが、例えば特別障害者なら身体障害者手帳(1級or2級)保有者となっています」

社長 「贈与した金銭を障害者が管理できない場合もあるよね」

花野 「信託銀行等に信託することが条件になります」

■【今月のキーワード】

特定贈与信託

特定贈与信託とは、特定障害者（重度の心身障害者、中軽度の知的障害者および障害等級2級または3級の精神障害者等）の人の生活の安定を図るために、障害者の親族等が金銭や有価証券等の財産を信託銀行等に信託する制度のことです。

この制度を利用すると、相続税に規定する「特定障害者に対する贈与税の非課税制度」により、特別障害者の人については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の人については3,000万円まで、贈与税が非課税となります。

■【今月の1冊】

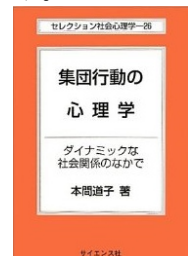
『集団行動の心理学』

本間 道子 著

サイエンス社 ¥1800

会社に限らず私たちはいろいろな組織の中で生活しています。趣味の集まりや同窓会など人間集団にかかわりなく生きている人は皆無です。

このような人間社会では、個人の心理だけでは説明できない社会的な心理が働きます。集団規律や同調圧力、特異な意思決定など、会社組織でも参考になる研究が多くあります。組織に係る人すべてに参考になる内容です。



■【編集後記】

数十年前から東海地方は、大地震が来ると言われ続けています。しかし、阪神大震災や東日本大震災が来ても東海地方は大きな災害に見舞われていません。災害は忘れたころにやってくると言いますから、いつでも備える気持ちが大切ですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 89（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2014.8.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>